

苫前町森林整備計画

計画期間

自 令和 4年 4月 1日

至 令和14年 3月31日

(令和4年4月1日 樹立)

北海道苫前町

目 次

ページ

I	伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
	（1）地域の目指すべき森林資源の姿	2
	（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
	（1）人工造林の対象樹種	6
	（2）人工造林の標準的な方法	7
	（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間	8
2	天然更新に関する事項	8
	（1）天然更新の対象樹種	8
	（2）天然更新の標準的な方法	9
	（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
	（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	10
	（2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
	（1）造林の対象樹種	10
	（2）生育し得る最大の立木の本数	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	11
	（1）下刈り	11
	（2）除伐	11
	（3）つる切り	12
3	その他必要な事項	12
	（1）木材等生産に関する留意事項	12
	（2）その他間伐及び保育に関する留意事項	12
	（3）要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項	13

第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	13
	(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林	13
	(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他 水源涵養機能維持林以外の森林	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域 内における森林施業の方法	14
	(1) 区域の設定	14
	(2) 森林施業の方法	14
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する事項	15
2	森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大の促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	16
5	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	17
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
	(1) 路網密度の水準	17
	(2) 作業システムに関する基本的な考え方	17
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3	作業路網の整備に関する事項	18
	(1) 基幹路網に関する事項	18
	(2) 細部路網に関する事項	18
	(3) 基幹路網の維持管理に関する事項	19
第8	その他必要な事項	19
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
	(1) 人材の育成・確保	19
	(2) 林業事業体の経営体質強化	20
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
Ⅲ	森林の保護に関する事項	21
第1	鳥獣害の防止に関する事項	21
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	21
	(1) 区域の設定	21
	(2) 鳥獣害の防止の方法	21
2	その他必要な事項	21

第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	22
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	22
	(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	22
	(2) その他	22
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	22
3	林野火災の予防に関する事項	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	22
	(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	22
	(2) 森林の保全に関する事項	22
	(3) 特定保安林の整備に関する事項	22
	(4) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	23
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	23
1	保健機能森林の区域	23
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他施業の方法に関する事項	23
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	23
	(1) 森林保健施設の整備	23
	(2) 立木の期待平均樹高	23
4	その他必要な事項	23
V	その他森林の整備のために必要な事項	23
1	森林経営計画の作成に関する事項	23
	(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	23
	(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	23
2	生活環境の整備に関する事項	24
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4	森林の総合利用の推進に関する事項	24
5	住民参加による森林の整備に関する事項	24
	(1) 地域住民参加による取組に関する事項	24
	(2) 上下流連携による取組に関する事項	24
	(3) その他	24
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	24
7	その他必要な事項	24

別表1

公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

別表2

公益的機能別施業森林のうち、施業の方法を特定すべき森林等の区域

別表3

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

別表4

鳥獣害の防除の方法

I 伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は北海道の北西部、留萌振興局のやや中央部に位置しており、北は苫前郡羽幌町、南は留萌郡小平町にそれぞれ接し、また東には天塩山地を境界として雨竜郡幌加内町に隣接しています。この天塩山脈連峰の一部を形成している小平薬岳（961メートル）を源とした古丹別川を本流に、小平町界にある大天狗岳（567メートル）から流れ出る三毛別川と、羽幌町界にある白頭山（497メートル）を水源とするチエボツナイ川の2河川が支流として古丹別地区で合流し、日本海へ注いでいます。その流域は自然河川蛇行地跡で、農耕地に適した肥沃な平坦地となっており、また海岸地帯は段丘からなる高台と平坦な沃野が一望の広がりを見せています。

本町の総面積は約45,000ヘクタールで、そのうち森林面積は38,348ヘクタールあり、町総面積の約85パーセントを占めています。また、国有林が全体の8割を占め、森林面積の中で国有林の占める割合がきわめて大きく、民有林面積は7,508ヘクタール（19.6パーセント）あり、内訳は道有林949ヘクタール（2.5パーセント）、一般民有林6,559ヘクタール（17.1パーセント）となっています。一般民有林のうちトドマツを主体とした人工林の面積は約2,151ヘクタールであり、また、年齢構成では40年生以上の標準伐期齢をむかえる林分が人工林の大半を占めていることから、今後、更新を適正に実施していくことが重要です。また、一般民有林の約8パーセントが保安林等の制限林で、これら制限林を主とする森林の公益的機能の発揮を通じ、住民の生活環境、保全等に重要な役割を果たしています。

本町における森林を背景に考えると、国土保全・水資源の確保、自然保護などの森林の持つ公益機能の増進を図り、農地保全等の観点から山地災害防止機能の高い森林整備を進めるとともに、林業生産向上を目指した造林事業を推進し、森林資源の培養と林力増強を目標に、林内路網の整備を行い土地基盤の整備と資本の充実により、生産効率の向上と施業の協業化、合理化を図ります。

また、林業従事者の高齢化と後継者不足が深刻な中で、若年労働者育成のため、安定した事業量の確保による雇用の長期化、安定化を図るとともに、就労条件の改善、安全衛生対策等を推進することが重要です。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進します。

そのため、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮します。また、森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源涵養林」、山地災害の防備及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」を重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林的な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要な不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

森林の整備等に当たっては、町全体の発展方向に十分留意するとともに、国・道の補助事業等の地方財政措

置を活用し進めます。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿は、次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を貯える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	良質な、水の安定供給を確保する観点から適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業や保全を推進する。
山地災害防止機能 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から風・騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組合せに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。 また、潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が穏やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

- ① 森林の整備及び保全に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

区 分	施 業 方 法	対 象 と す る 森 林
育成単層林施業	・森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林とし人為により成立させ維持する施業	・人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林 ・森林の有する公益的の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林
育成複層林施業	・森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業	・人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林
天然生林施業	・主として自然に散布された種子などにより森林を成立し、維持する施業	・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図れる森林 ・国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林

- ② トドマツ及びカラマツを主体的に造林計画を組み、適切な保育や間伐の実施に努めるとともに、天然林については、優良広葉樹であるミズナラやシナノキ等の占有率の高い林分に広葉樹林改良を積極的に導入することにより広葉樹資源の増大を図ります。
- ③ 森林の有する諸機能の高度発揮のため、人工林及び天然林の保育・保護については、下刈り、つる切り、除伐間伐、広改を主たる作業とし、現地の実態に応じて適切な時期、方法により実施します。

- ④ 森林のもたらす心の豊かさや自然とのふれあいを深めるため、公園や緑地などの生活環境や教育、文化、住民の健康という公益的機能の向上を図り、住みよい生活環境を総合的に推進します。
- ⑤ 既存の路網と施業対象地を有機的に連結し、保育や間伐など適切な森林管理を実施するため、林業施業に必要な作業路等の設置を進めます。
- ⑥ さらに、これらの森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、若年林業技能者を育成し確保するため、高性能林業機械の導入など労働環境の整備を図り、また事業体の経営基盤の強化、就労条件の改善等、林業労働者を取り巻く環境整備と向上に努めていきます。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や森林所有者情報の整理、林業従事者の高齢化、担い手の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備することとします。

森林所有者、森林組合、行政等の関係者が連携し合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業や経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、公共施設等の木質化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木の伐採については、Iの2の森林の整備及び保全の目標並びに基本方針等を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採するものとします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の主要な樹種について、次表のとおりとします。

立木の標準伐期齢は、次表の林齢を基礎として、町内の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められます。

樹 種		林 齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ	35
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	// 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

※ 標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、森林施業計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

※ 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

本町における立木竹の伐採(主伐)の標準的な方法は、次のとおりとします。

なお、立木の伐採・搬出にあたっては、国が示す主伐時における伐採・搬出指針(令和3年3月16日付け林野庁長官通知)に即した方法により伐採するとともに、第3の5(5)林産物の搬出方法及び第4の1(2)森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法と整合して伐採を行うこととします。

(1) 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法については皆伐又は択伐によるものとします。

① 皆伐

皆伐については、主伐のうち②の択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することが無いよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化を図ることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

② 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。原則として材積に係る伐採率が30パーセント以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40パーセント以下)とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

(2) 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

なお、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

(3) 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条等を整理することとします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等的確な更新に配慮する方法とします。

(4) 複層林施業の主伐に当たっては、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

3 その他必要な事項

(1) 木材等生産林においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めるものとします。

また、多様な木材需要に対応できるよう、長伐期施業を検討するものとします。

(2) 山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能維持林にあっては、適切な伐区の形状・設置等によ

り、伐採後に林分の保全機能、生活環境機能、風致の維持等の確保が必要な場合には、長伐期施業等を推進します。

- (3) 本町のトドマツ資源は若齢級資源が特に多く、偏った齢級構成となっているため、主伐期を迎えている資源が少ない現状にあることから齢級構成の平準化と、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避けるとともに、伐期の長期化に努めるものとします。
- (4) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- (5) 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。
 - ア 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - ウ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (6) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- (7) 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意するものとします。

- (8) 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。
- (9) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うものとします。
- (10) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

造林については、Iの2の森林の整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の整備方法により、人工造林を実施するものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

人工造林については、植栽によらなければ確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、人工造林に当たっては、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で人工造林を検討するものとします。

(1) 人工造林の対象樹種

- ① 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等を勘案することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。
- ② 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

- ③ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

以上を踏まえ、本町における人工造林及び天然更新の対象樹種を次のとおりとします。

区 分	樹 種 名
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（F1を含む）、ヤチダモ、カツラ、カンハ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種

※ なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

次のとおり、造林の標準的な方法に関し、定めることとします。

① 育成単層林を導入または維持する森林

ア 造林に際しては、寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源かん養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うものとします。

イ 地ごしらは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。

ウ 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

植栽時期	樹 種	植 栽 時 期
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	4月初旬～6月上旬
	カラマツ、その他	4月初旬～5月下旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月上旬
	カラマツ、その他	9月下旬～11月中旬

エ 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1やクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

【植栽本数】

単位；本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

※ 定められた標準的な本数はおおよそのものとし植栽地の条件等を勘案し、適切な植栽本数を判断するよう努めます。

オ 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べて植栽時期が延長できることから、第2の(2)の①のウの時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

② 育成複層林を導入または維持する森林施業

施業に当たっては、下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとし、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとし、

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、天然更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとし、

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

植栽によらなければ適切な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地においての人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとし、

択伐による部分的な跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとし、

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確に更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新及び天然下種更新を考慮し、次のとおりとします。

区 分	樹 種 名
ぼうが更新及び天然下種更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ、カンハ類、ドロノキ、ハンノキ類など

(2) 天然更新の標準的な方法

次のとおり、天然更新の標準的な方法に関し、定めることとします。

① 天然更新の完了の判断基準

天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木^(注1)の稚幼樹等^(注2)が、が幼齢林^(注3)にあっては成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とする。

また、ぼう芽更新の場合はぼう芽性の強い樹種（イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ等）を対象とし、切り株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によるものとします。

(注1) 高木天然木とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10メートル以上になる樹種です。

(注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 立木度とは、幼齢林（おおむね15年生未満の林分）において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数} \times 10$$

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300本/ha
上層（その他の針葉樹）	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木より樹冠面積の小さいもの

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの下層植生により天然幼稚樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込みを行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を図るものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年

度から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案します。

- ① 気象、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林
- ② 早期に成林を目指す必要がある資源の循環利用を目的とした木材等生産林の人工林
- ③ 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況などを勘案することとします。

また次の箇所は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。

- ① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- ② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- ③ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
- ④ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- ⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

指定する森林の区域は別表3のとおり定めます。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

5 その他必要な事項

(1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地ごしらえを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。

(2) 伐採の跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

第1の2の森林の整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施するものとします。

また、保安林等の制限林については第13のその他森林の整備及び保全のために必要な事項に、施業を特定する森林については、第6の公益的機能別施業森林の整備に関する事項に定める施業方法によるものとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

次のとおり、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関し、定めることとします。

- (1) 間伐は林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとし、
- (2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、下層植生を揺する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率により繰り返し行うものとし、特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツとの交配種を含む) (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定 450本/ha	26	36	48	—	—	選木方法：定性及び定量 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 10年 標準伐期齢以上 12年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定 500本/ha	24	32	40	50	—	選木方法：定性及び定量 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 8年
アカエゾマツ（一般材）	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定 400本/ha	24	31	41	53	66	選木方法：定性及び定量 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢前 9年

注1) 「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」、「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、間伐時期が異なる場合がある。

- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進し、施業の集約化・効率化に努めることとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

次のとおり、保育の標準的な方法に関し、定めることとします。

(1) 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとし、

(2) 除伐

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うことと

します。育成の対象となる林木と競合し、成長を妨げるものを除去します。造林樹種以外であっても、その生育状況、多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し、育成の対象とするものとします。

(3) つる切り

つる切りは、育成の対象となる立木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	植栽時期										
カラマツ	春	①	②	②	①	①	①				
	秋		②	②	①	①	①	①			
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①		
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

樹種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	植栽時期										
カラマツ	春					△					
	秋						△				
トドマツ	春							△			
	秋								△		
アカエゾマツ	春						△				
	巻							△			

注) カラマツには、グイマツ雑種F1を含む。

①…下刈り1回 ②…下刈り2回 △…つる切り、除伐

3 その他必要な事項

(1) 木材等生産に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。

また、保育コストの低減を図るため、急傾斜地等機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討するものとします。

(2) その他間伐及び保育に関する留意事項

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

① 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。

② 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理するものとします。

(3) 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項
該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林（水源かん養林、山地災害防止林、生活環境保全林及び保健・文化機能等維持林）です。

また、公益的機能別施業森林以外の森林区域については、第1の2（1）の森林の整備の基本方針において示した木材等生産林として整備を進めるものとします。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林

① 区域の設定

公益的機能別施業森林の区域のうち、水源涵養機能の高度発揮が特に求められている森林を基本とし、水源涵養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の立地条件、林況、地域の要請等を踏まえ、森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定めます。

② 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることを考慮して、別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林

① 区域の設定

次のア～ウの森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るため、森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定めます。

ア 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

山地災害防止機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地防止機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえ、定めます。

イ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえ、定めます。

ウ 保健・文化機能の維持増進を図る森林

保健・文化機能等の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健分化機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえ、定めます。

② 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力

も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持や形成に配慮した施業を推進するものとします。

このため、次のア～ウの森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるほか、それ以外の森林については、択伐以外の方法により複層林施業を推進するものとします。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとします。

ア 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

伐採面積の縮小・伐採箇所の分散を図るとともに、地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととする。

イ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

伐採面積の縮小・伐採箇所の分散を図るとともに、都市近郊林等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととする。

ウ 保健・文化機能の維持増進を図る森林

伐採面積の縮小・伐採箇所の分散を図るとともに、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって、主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められている森林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとします。

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図り、また、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林として定めます。

なお、公益的機能別施業森林との重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないように行うこととします。（別表1のとおり定めます。）

(2) 森林施業の方法

主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、路網整備、森林施業の集約化や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ（グイマツとの交配種含む）	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・32cm	中庸仕立て	60年
アカエゾマツ	一般材生産・28cm	中庸仕立て	80年

3 その他必要な事項

樹種の特性や立地条件等の諸因子によっては、高齢級化へ転換できない森林もあることから、当該林木の生育状況や近隣の森林状況、また、地域の高齢級の森林から伐採された木材の状態などの情報を参考に、長伐期等の施業の導入について検討するものとします。

さらに、生物多様性ゾーンで自然環境の保全を最も重視する森林にあっては、野生生物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性と野生生物の共存に配慮した回廊状の森林の確保を図るものとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する事項

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5ヵ年間）において、自ら森林の経営

を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して林森林所有者が自ら経営管理を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の経営管理の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用にも努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

本町に森林を有する道、町、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要ですので、普及啓発活動を展開するなど、これまで以上に合意形成を図るものとします。

また、共同化をより進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

本町における民有林の所有形態別面積の状況は、道有林が949ヘクタール（13パーセント）、町有林が分収林を含め896ヘクタール（12パーセント）、私有林が5,720ヘクタール（75パーセント）となっています。

特に私有林では森林所有者476人のうち、個人所有者が90パーセント以上を占めるため、可能な限り森林施業の共同化を推進するとともに、意欲ある林業事業者への共同委託により行うこととします。

一方、森林所有者の共同組織としての森林組合は、林業経営の指導、造林、保育及び間伐などの施業の受託及び生産、加工、販売などの事業を進めているが、近年は森林施業の事業量の落ち込み等、森林組合の経営環境は大変厳しい状況となりつつあることから、組合の事業能力の拡充や受託施業の拡大、森林の適正かつ効率的な整備を進めるための施業の共同化を図る必要があります。（令和4年1月11日現在森林統合クラウドシステムより）

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業実施協定の締結を推進することは現状では厳しいため、中小規模の森林所有者を主体として、まとまりのある施業規模を確保し、施業コストの低減を図りながら、森林施業の集団化及び共同化を推進します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

（1）森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する際の留意事項

森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項に留意して作成することに努めることとします。

① 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の

詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施することを旨とすること

- ② 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること
- ③ 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること
- ④ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

(1) 路網密度の水準

作業路網は、国土の保全、地球温暖化防止等の多面的機能を有する森林の適切な整備及び保全の推進、効率的かつ安定的な林表経営の確立のため必要不可欠であるとともに、山村の生活環境の維持、都市との交流や連携、地域の振興等に重要な役割を果たしています。

林業等路網の開設及び改良については、傾斜等自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、特に木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する林道、主として森林施業用の車両を想定する林業専用道、集材や造材等の施業を行う林業機械の走行を想定する森林作業道からなる高密度の路網と、高性能林業機械を組み合わせた低コスト・効率的な作業システムに対応したものとします。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択し、コストの縮減に努めるとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

区 分	作業システム	路 網 密 度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地 (30° ~)	車両系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

(注1) 『車両系作業システム』とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グループ、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

(注2) 『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、また工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、主にグループ、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

間伐等の森林施業を実施する計画があり、基幹路網や森林作業道を開設する予定がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設路網がなく路網の開設が必要な区域として、次のとおり路網整備等推進区域を設定し、作業路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設延長	対函番号	備考
小川地区	152ha	小川線 (その1)	2.5km	①	林業専用道(規格相当) 森林整備加速化事業
	98ha	小川線 (その2)	2.5km	②	林業専用道(規格相当) 森林整備加速化事業

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意事項

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道・林業専用道及び森林作業道の整備に当たっては、それぞれ林道規定（昭和48年4月1日48林野第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日森計第1280号北海道水産林務部長通知）及び北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日森計第1281号北海道水産林務部長通知）則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

本町の基幹路網の整備計画については、次のとおり計画する。

①一般民有林

単位 延長：km 面積：ha

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利 用 区 域 積 面	前 半 5 力 年 の 計 画 箇 所	対 函 番 号	備 考
開設	自動車道		苫前町	西古丹別	—1				
//	//		//	八線沢	—1				
//	//	林業専用道	//	東川小川	—1				
//	//	林業専用道 (規格相当)	//	小川 (その1)	2.5—1	152	○	①	
//	//	林業専用道 (規格相当)	//	小川 (その2)	2.5—1	98	○	②	
	計				5.0—5	250			

②道有林

単位 延長：km 面積：ha

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利 用 区 域 積 面	前 半 5 力 年 の 計 画 箇 所	対 函 番 号	備 考
拡張	自動車道		苫前町	8号の沢	1.3—1		○		局部改良
	計				1.3—1				

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意事項

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網の整備に当たっては、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号）を基本と

して、北海道が定める森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

地域の林業従事者は年々高齢化が進むとともに、若手労働者の新規雇用が困難となってきています。そのため若年林業技能者を育成し確保するためには、林業機械化の促進など労働環境の整備を図ることが重要になります。

このことから、林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進することとします。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。これらと合わせ、森林組合との事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保育成するため、担い手支援センター等が実施する段階的かつ体系的な研修により、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーから現場管理者としての指導や間伐等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャーまでの段階的なキャリア形成を支援するとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作、ICT等を活用したスマート林業など高度な技術や専門的知識を有する技術者を育成することとします。

北森カレッジでは林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身につけ、将来的に企業等の中核を担う地域に根ざした人材を育成するため、地域や産学官と連携し特徴ある森林を活用した実践的な教育により、道内各地で活躍できる人材を育成することとします。

また、林業に就業する人材の確保と定着を図るため、地域の林業事業体や教育機関、市町村などで構成する地域協議会が行う就業相談会などによる事業者とのマッチングのほか、都市部の地方移住希望者などへ向けた林業の魅力発信などにより、新規参入者の確保を図ります。

就業後は、教育・能力評価方法の改善や体系的なキャリアアップを図るための研修の実施、下刈りなどの作業の軽労化、他業種と連携などによる通年雇用化、若手林業従事者等によるネットワークづくりの支援などの取組を促進し、若者や女性をはじめとする林業従事者が安心して就業・定着できる環境づくりを進めることとします。

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図るものとする。

本町の林業における就労実態は、林業作業に対する季節的要素による制約が大きいことから、副次的な経営

となっているのが現状であることから、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して診療経営を維持できるよう支援するものとします。

そのため、林業労働者の養成確保及び福祉向上を図り、林業事業体の経営基盤の強化、就労条件の改善安全衛生対策等魅力ある事業体の育成強化に努めるとともに、林業労働者の資格取得等技術指導者育成のため、各種研修会を積極的に実施します。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進するものとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害等の発生率が高いことが課題となっています。

このため、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

近年、木材の流通は国際化が進み、低価格の外材の輸入が増えていることから、今後、地域林業の活性化を図るため高性能林業機械の導入による素材生産、造林作業等の省力化など、生産コストの低減を図ることが重要となります。

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクターによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャー、プロセッサ一等による伐倒、枝払い、玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

○高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状(参考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材		チェーンソー チェーンソー トラクター	ハーベスタ・フェラーバンチャー プロセッサ・ハーベスタ スキッド・フォワーダ
造林 保育等	地ごしらえ 下刈 枝打ち	刈払機 トラクター 人力	自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組の実施することが重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、地材地消の推進に当たっては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即し

て建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について推進するよう努めることとします。

現在、本町において、チップ工場が1社、間伐材生産加工工場が1社稼働しています。

今後においては、人工林資源の熟成により人工林の主伐材及び間伐材の出材が多くなることが見込まれるため、主伐及び間伐の計画的な実施を図るとともに、地材地消の推進に当たり、住宅用建材をはじめ、公共施設等への木材・木製品の利用や、森林バイオマスの活動など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、地域材を安定的に供給できるよう、関係機関が一体となって木材産業の体質の強化に取り組む必要があります。

○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状			将 来			備考
	位 置	規 模	対函番号	位 置	規 模	対函番号	
チップ工場	字興津	1工場 3,773 ㎡					
間伐材生産加工工場	字古丹別	1工場 1,500 ㎡					

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該森林区域内における鳥獣害防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）及び、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4とおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、エゾシカによる被害の防止のため生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、苫前町、北海道留萌振興局、美唄林業試験場、留萌中部森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護に当たっては、留萌中部森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

林野火災などの各種災害から森林を守るため、防災無線の設置や消防署との連絡強調等保管理体制の整備拡充に努めます。

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等の適時適切な実施を推進することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため火入れを実施する者は、苫前町火入れに関する条例（昭和60年3月19日条例第7号）を遵守しなければなりません。

5 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

北海道をはじめとする関係機関の協力を得ながら林業技術の指導、講習会等を積極的に進め、町、林業グループ林業諸団体が一体となって、林業技術の普及及び意識の高揚と各施業団体における地域リーダーの育成を図ります。

また、森林組合の受託事業拡大と林業者の要望に対応できる森林組合執行体制の整備及び労働班に対し林業に関する知識と技術の向上を目的とした研修等を行い、体制の強化を図ります。

(2) 森林の保全に関する事項

降雨等により、河川が汚濁する地域においては、林産物の搬出時期や搬出方法等に留意するものとします。

集材路等を作設する際は、路線の配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努めるものとします。なお、溪流沿いの集材路等の敷設は極力避けるものとする。

(3) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を

図るものとしてします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期等を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとしてします。

(4) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

(5) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別の面積 (ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
-	-

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

特になし。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
-	-	-

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

特になし。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
-	-	-

2 生活環境の整備に関する事項

施設の種類	位置	規模	対函番号	備考
-	-	-	-	-

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
特になし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

施設の種類	現状（参考）		将来		対函番号
	位置	規模	位置	規模	
-	-	-	-	-	-

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

特になし。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

特になし。

(3) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
設定なし			

7 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は地域森林計画において指定されます。（該当なし）

(2) 保安林その他制限林の施業方法

法令により立木伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、当該する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限の強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

ア 立木の伐採の方法

(ア) 伐採種

主伐に係る伐採方式（伐採種）は、次のa～c 3区分とします。

- a 禁伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません）。
- b 択伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの。
- c 皆伐：伐採種を定めないので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

(イ) 伐採齢

伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(ウ) 特例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

- a 期間：特例の期間は指定後10年以内とされています。
- b 伐期齢：伐期齢の特例を定めた保安林では、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採をすることができます。
- c 伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあっては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあっては皆伐による伐採をすることができます。

(エ) 間伐

樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であれば間伐に係る伐採をすることはできません。

イ 立木の伐採の限度

- (ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- (イ) 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度20ヘクタールを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度を超えて伐採することはできません。
- (ウ) 防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

ウ 択伐材積の限度

- (ア) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率（注）を乗じた材積としています。

（注）択伐率＝（森林の立木材積－前回の択伐後の森林の立木材積）／森林の立木材積

（上述のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。）

なお、10分の3をこえる場合は10分の3とします（ただし次のウに記す植栽指定が課せられた森林については10分の4をこえる場合は10分の4とします。）。

- (イ) 保安林の指定後最初に行う択伐にあっては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積としています。

エ 間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5をこえない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年以内において10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

オ 植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種について次のように定めています。

- (ア) 植栽の方法

a 次の(ウ)に記した指定樹種の満1年以上の苗を、(ウ)に記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。

b 択伐指定の箇所については、上記aに関わらず、aの本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

(イ) 植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽しなければなりません。

(ウ) 植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの1ヘクタール当たりの植栽本数を定めています。

② 自然公園特別地域内における森林

該当なし。

③ 砂防指定内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条、砂防法施行条例第3条及び砂防法施行細則第2条の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意することとします。

④ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

該当なし。

⑤ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

該当なし。

⑥ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うこととします。

なお、その他の制限林における、法令等の制限は次表のとおりです。

【その他の制限林における法令等】

その他の制限	施業方法の法令等の規定
急傾斜地崩壊危険区域内の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律7条

(3) 森林施業共同化重点実施地区

該当なし。

(4) その他必要な事項

該当なし。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域
【一般民有林】
1 共通のゾーニング

区分	森 林 の 区 域		面積(ha)
	林班	小 班	
水源かん養林	1	全域	213.67
	2	全域	77.60
	3	全域	116.88
	6	全域	72.90
	7	全域	83.92
	8	全域	69.32
	10	全域	23.30
	11	全域	28.06
	12	全域	53.32
	13	全域	72.04
	14	全域	125.32
	15	全域	118.72
	16	全域	115.52
	23	全域	67.50
	33	全域	10.84
	34	全域	64.68
	35	全域	124.12
	36	全域	5.44
	37	全域	6.56
	40	全域	81.74
	41	全域	93.80
	42	全域	50.10
	43	全域	48.48
	44	全域	49.56
	45	全域	60.82
	47	全域	72.72
	51	全域	84.83
	52	全域	104.13
	53	全域	61.80
	61	全域	78.32
62	全域	124.60	
63	全域	66.94	

区分	森 林 の 区 域		面積(ha)
	林班	小 班	
山地災害防止林	1	3~5、11、18~20、22~39、41~64、102、104	90.40
	2	全域	77.60
	5	全域	114.17
	6	3、30、31、56、57	1.26
	7	37~45、66、67	2.27
	8	34、44、46、47、51~55	4.00
	9	全域	66.30
	10	1、11~14	1.78
	11	5、8、46~58	2.34
	17	8、53、54、55、57、58、72~75	5.88
	18	52、53	7.12
	19	9、10、43、44	1.60
	22	1、3、4、11、19~24、26、35、36、38、51、52、54	20.96
	23	4~9、11、12、14~18、22、23、25~31	25.80
	29	2、10、11、12	8.86
	30	8	0.08
	31	11、24、26~31	14.12
	32	6、8~12、14~16	87.62
	35	22、23、41、42、51、52、53、169	15.48
	38	11~14	5.24
	42	27、28	0.40
	46	8、9、21、22、31~35、41~43、50~55、60、63、64	12.44
	54	全域	88.72
	55	全域	96.34
	56	全域	86.52
	57	全域	167.48
73	全域	11.47	
74	全域	22.68	
83	7、11、14、19、29	1.64	
84	17、21、24、27、31、36、49	1.40	
生活環境保全林		該当なし	
保健・文化機能等維持林		該当なし	

区分	森 林 の 区 域		面積(ha)
	林班	小 班	
木材等生産林	3	全域	116.88
	4	全域	90.28
	5	全域	114.17
	14	全域	125.32
	16	全域	115.52
	17	全域	112.27
	18	全域	157.68
	19	全域	103.16
	20	全域	71.28
	21	全域	115.66
	22	全域	89.64
	24	全域	141.72
	25	全域	98.08
	26	全域	72.08
	27	全域	96.28
	28	全域	74.68
	29	全域	101.20
	30	全域	104.84
	31	全域	94.80
	32	全域	118.48
	35	全域	139.60
	38	全域	91.41
	39	全域	114.20
	46	全域	81.87
	48	全域	128.88
	49	全域	109.46
	50	全域	39.00
	54	全域	88.72
	55	全域	96.34
	56	全域	86.52
57	全域	167.48	
58	全域	100.24	
59	全域	120.76	
60	全域	145.98	
64	全域	93.12	
65	全域	45.64	

区分	森 林 の 区 域		面積(ha)
	林班	小 班	
木材等生産林	66	全域	45.85
	67	全域	2.44
	68	全域	51.00
	69	全域	53.28
	70	全域	29.73
	71	全域	19.52
	72	全域	21.88
	75	全域	14.88
	76	全域	14.04
	77	全域	32.00
	78	全域	24.00
	79	全域	64.92
	80	全域	29.70
	81	全域	42.80
	82	全域	21.24
	83	全域	41.91
	84	全域	38.08
	85	全域	24.36
	86	全域	28.40
	87	全域	51.23
	88	全域	27.84
	89	全域	13.68
	90	全域	23.44
	91	全域	21.56
92	全域	38.04	
93	全域	19.20	
94	全域	11.76	
特に効率的な 森林施業が可 能な森林			

【道有林】

区分	森 林 の 区 域		面積(ha)
	林班	小 班	
水源かん養林	86~90	全域	949.18
山地災害防止林	86	4、5、7、10~14	42.26
	87	11、60~62	11.78
	90	11、23~25、30、31、34、36、70、71、 73	51.62
生活環境保全林	該当なし		
保健・文化機能維持林	該当なし		
木材等生産林	86~90	全域	949.15
特に効率的な施 業が可能な森林	—	—	—

別表2 公益的機能別施業森林のうち、施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		森林経営計画における主な実施基準 (参考) (注1)	
		林班	小 班		
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1	全域	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下	
		2	全域		
		3	全域		
		6	全域		
		7	全域		
		8	全域		
		10	全域		
		11	全域		
		12	全域		
		13	全域		
		14	全域		
		15	全域		
		16	全域		
		23	全域		
		33	全域		
		34	全域		
		35	全域		
		36	全域		
		37	全域		
		40	全域		
		41	全域		
		42	全域		
		43	全域		
		44	全域		
		45	全域		
		47	全域		
51	全域				
52	全域				
53	全域				
54	全域				
61	全域				
62	全域				
63	全域				
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 (注2)	5	6~8、11、13~17、19~21、23、27、29~31、35、52	主伐林齢：注2の表による 皆伐面積：20ha以下	
		35	22、23、41、42、51~53、169		
		54	6~11、16~18		
		55	全域		
		56	3~12、16~26、30~33		
		57	全域		
		81	31、33		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	6	3、30、31、56、57	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する	
		7	37~45、66、67		
		8	34、44、46、47、51~55		
		10	1、11~14		
		11	5、8、46~54		
		23	4~9、11、12、14~18、22、23、25~31		
		42	27、28		
	森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く。)	1	3~5、11、18~20、22~39、41~64、102、104	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
			2	全域	
			5	1~5、9、10、12、18、22、24~26、28、32~34、36~51、53、54	
9			全域		
17			8、54、55、57、58、72~75		

		18	52、53	
		19	9、10、43、44	
		22	1、3、4、11、19~24、26、35、36、38、51、52、54	
		29	2、10、11	
		30	8	
		31	11、24、26~31	
		32	6、8~12、14~16	
		38	11~14	
		42	27、28	
		46	8、9、21、22、31~35、41~43、50~55、60、63、64	
		54	1~5、12~15、20	
		56	1~2、13~15、27~29、34	
		73	全域	
		74	全域	
		83	7、11、14、19、29	
		84	17、21、24、27、31、36、49	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		該当なし	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		森林経営計画における主な実施基準 (参考) (注1)
		林班	小班	
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	86	1~3、6、8、9、41、51~76	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		87	1~9、41~47、51、53、54、56~57、70、96、98	
		88~89	全域	
		90	1~7、9、10、12、28、29、32、33、35、38、39、41~48、51~56、58、67、72、96~98	
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く。)	86	4、5、7	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		90	37、70、73	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	86	10~14	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		87	11、60~62	
		90	11、23~25、30、31、34、36、71	

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分ごとの具体的な施業方法については、注2に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

樹種	伐採可能な林齢	
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ	56年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって成立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって成立する針葉樹	128年以上

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域 林小班	参考
3林班 - 1~3、14~21、23~24小班	木材等生産林のうちの人工林
4林班 - 1、2、13、15、19~21、23~26、28~30小班	
5林班 - 5~8、11、13~17、19~21、23、27、29、31、35、52小班	
14林班 - 41~45、48~49小班	
16林班 - 4、5、28~31、34~37、39~50、52~63、65小班	
17林班 - 1、3、37、40、41、43~45、50~52、59、63、64、66~71小班	
18林班 - 2、3、5~10、16、17、26、30、31、40、42、50~51、54~64、67~77、80、81小班	
19林班 - 2、5~7、28、36~39、45、46、48~54、56~62、65~69小班	
20林班 - 6~18、20小班	
21林班 - 1、4、7、11~18、21、23、36~42、44~48小班	
22林班 - 7、8、18、30~33、43~45、48小班	
24林班 - 9、11、15、16、20~23、26、29~32、36~39小班	
25林班 - 2~4、10、14~21小班	
26林班 - 2、3小班	
27林班 - 10、13、15、16小班	
28林班 - 10~14小班	
29林班 - 3小班	
30林班 - 6小班	
31林班 - 1、4、6~10、12、19~23、25林班	
32林班 - 1、5、13、18、19小班	
35林班 - 10~13、15、22、23、28~30、38、41、42、46~55、57、61、63~70、72~78、81~104、106~109、111~115、118、119、123、125~128、130~134、136~147、149~154、164、166、167、169、170、172小班	
38林班 - 1、7~10、16、17、23、24小班	
39林班 - 7、17、27~29、33小班	
46林班 - 4、36、39、40、44、61、62小班	

森林の区域 林小班	参考
48林班 - 2、10~12、14~17、21、23、25~37、 39~47小班	木材等生産林のうちの人工林
49林班 - 5、7、9、10、12~14、29~31、34、35、39、 41~48小班	
50林班 - 10、15、16、19~21、26、31、32、 34~37小班	
54林班 - 13~17小班	
55林班 - 1、2、8、10、16~20小班	
56林班 - 6~8、11~18、21、22、27~29、32小班	
57林班 - 11、13~15、17、20~22小班	
58林班 - 6、7、9~17、22、23、25、26小班	
59林班 - 4、8~12、17~21、23、24小班	
60林班 - 1、3、12~19、21~24、28、30~33、35~39、 41~45小班	
64林班 - 2、4~6、16~18、21~23、28~30、32~45、 48、60、65、73、76、77、80、82~84小班	
65林班 - 1、2、4、8、11、15、16、18、26、31、 33~37、68~70小班	
66林班 - 2、3、5~7、10~12、14、24、27~29、 33~36、38、40、43、44、46、51、53、55、 57、58、60、61、63、65~67小班	
67林班 - 1、14~16小班	
68林班 - 2~4、6、7、9、10、12~14、16、23、26~30、 34、41、45、46、48、49、54、55小班	
69林班 - 5、10、13、14、16~18、22、26、36、38、 39、41、43、44、46~48、56、57、61~63、 65~68小班	
70林班 - 4、6、11、12、14、15、18、21、23~29、31、 32、34、35、45~47、51~54、57~61、 64~67小班	
71林班 - 1、3、4、6~8、10、27、28、30、37、38、 40~42、45、47~51小班	
72林班 - 6、7、11、15、29、30小班	
75林班 - 1、2、10、17、18、20、22、27~29、31、 32小班	

林班の区域 小班	シラ
76林班 - 2、4、10小班	
77林班 - 4、9、13、15、32、34~36、49、52、 54~57小班	
78林班 - 2、9、11、20、26、39、45、46、50小班	
79林班 - 1、4、5、8、10、12、18~21、23、24、29、 31、33、36、37、43、44、47、48、50、52、 57、61~63、66、67、76、80~83、86、89、 90、92、93、95~98、100~105、 108~112小班	
80林班 - 4、7、8、11、13、24、28、30、32、35、38、 41、45~47小班	
81林班 - 2、12、19、31、33小班	
82林班 - 2、3、12、14、16~19小班	
83林班 - 1~6、9、16、17、21、27小班	木材等生産林のうちの人工林
84林班 - 2、7、11、13~15、18、19、22、23、25、26、 30、32、37、38小班	
85林班 - 2、4、5、14、24小班	
86林班 - 1、2、12、16、23、27~29、33小班	
87林班 - 1、5、7、8、11、12、14、16、17、19、21、 23、24、28、30、34、35、39、59、62~64、 66~69小班	
88林班 - 5~7、10、16~20、23~26小班	
89林班 - 8、13、14、21、22小班	
90林班 - 2、10、24、29、31、36小班	
91林班 - 4~6、8、9、22~26小班	
92林班 - 9、13、29~32、34、36~45、50小班	
93林班 - 1、3、15、18、19、21、22小班	
94林班 - 10~13小班	

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。（注）

（注）植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

別表4 鳥獣害の防除の方法

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
該当なし		

注 対象鳥獣が一の場合には、森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。